



2023年5月9日

各 位

会 社 名 小松マテール株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐々木 久衛  
(コード番号 3580 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 中村 重之  
(TEL 0761-55-8000)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額を改定すると共に、取締役に対する新たなインセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、取締役の報酬額改定に関する議案及び本制度導入に関する議案を2023年6月23日開催予定の第111期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 役員報酬制度の見直しについて

当社の取締役（社外取締役を除き、以下、「対象取締役」といいます。）、執行役員及び理事の報酬は、「基本報酬（固定）」のみとしておりますが、今般、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を動機づけることを目的に、役員報酬制度を変更することといたします。具体的には、現行の「基本報酬（固定）」に加えて、金銭報酬である「業績連動報酬（短期）」と、「株式報酬（中長期）」として下記2の内容の本制度を、それぞれ導入いたします。このうち「業績連動報酬（短期）」については全社業績評価を支給金額に反映させるものとし、全社業績評価の業績指標（KPI）は連結営業利益とします。

また、当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月24日開催の第110期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）とすることにつきご承認をいただき今日に至っておりますが、本制度による「株式報酬（中長期）」を導入することに伴い、本制度導入に関する議案が本株主総会において原案のとおり承認可決されることを条件として、年額310百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）と変更することについても、併せて本株主総会に付議する予定です。なお、「業績連動報酬（短期）」については、当該報酬等の額の枠内で、取締役へ支給いたします。

#### 2. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本制度の導入については、当社の取締役の金銭報酬の限度額（上記1. 記載のとおり本株主総会において改定に関する議案を付議する予定です。）とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給するものとして、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の執行役員及び理事に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

### 3. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は、年額 50 百万円以内とします。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年 100,000 株以内（ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、かかる株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任（ただし、当社の執行役員を兼任している場合または取締役を退くと同時に当社の執行役員又は理事に就任する場合には、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれでもなくなったことをもって「退任」とし、以下同様とします。）する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式の全部又は一部を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上